

住むなら！しちのへ！

令和4年度 七戸町ヤングファミリー一定住支援事業

子育て世帯または新婚世帯で、町外から転入あるいは新たに民間賃貸住宅に転居する方へ最長2年間（24か月）の家賃補助を行います。（令和3年度より『七戸町結婚新生活支援事業』の要件を満たす場合は、ヤングファミリー事業と結婚新生活事業を併せて最長2年間(24か月)の補助

補助金額	上限額
1世帯あたり2万円を超えた部分の月額家賃	2万円

※ 家賃とは、管理費・共益費・駐車場使用料などを除いた金額から、さらに住宅手当を差し引いた金額です。

例えば…

町内の実家に住んでいる子育て世帯の山田さん一家が、月額5万円のアパートを借りると…

（住宅手当が5千円の場合）

月額家賃 5万円 - 住宅手当 5千円

- 最低自己負担額 2万円 = 2万5千円

→ 上限額(月額) 2万円を補助

月額 2万円 × 24か月 = 48万円

お得!!

さらに…

七戸町結婚新生活支援事業費補助金の要件を満たす場合は、**30万円**を上限額として引越費用や住宅の賃貸に係る敷金、礼金、仲介手数料の自己負担分にかかる補助を受けることができます。（詳しくは、『七戸町結婚新生活支援事業』のチラシをご確認下さい。）

ヤングファミリー一定住支援事業（最大48万円）と結婚新生活支援事業（最大30万円）を併用することにより最大78万円の補助が受けられます。

支給について

1.支給対象

交付申請日において、子育て世帯または新婚世帯に該当し、さらに支給要件を満たしている世帯。（※世帯の基準、支給要件等は裏面を参照。）

2.支給額

月額家賃の2万円（最低自己負担額）を超えた部分から、住宅手当を除いた金額。（上限2万円）また、補助金の額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

3.支給期間

交付申請した月の翌月から、最長で2年間（24か月）支給します。

支給単位 … 上半期分（4月～9月）⇒ 9月下旬～10月支給

下半期分（10月～3月）⇒ 3月下旬～4月支給

※期間中に支給要件を欠いた場合は、事実発生日が含まれる期別（上半期、下半期）で支給停止を判断します。

例) 12月1日に、転勤により転出した場合

上半期（4月～9月）→ 支給あり

下半期（10月～3月）→ 12月1日が含まれているため、支給なし



申請について

交付申請は、年度ごとに行ってください。

1.新規交付申請

支給要件を満たした時から原則として3か月以内に申請。

<提出書類>

- 定住支援補助金交付申請書
- 賃貸契約書の写し
- 勤務先からの住宅手当受給証明
- 世帯全員の住民票の写し（前住所記載のもの）
- 戸籍謄本の写し（新婚世帯の場合）
- 定住誓約書
- 自治会加入証明書

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

2.継続申請

前年度から引き続き交付を希望する場合は、4月末日までに申請。（担当課から通知があります。）

<提出書類>

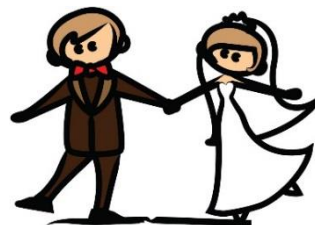
- 定住支援補助金交付申請書
- 勤務先からの住宅手当受給証明
- 世帯全員の住民票の写し（前住所記載のもの）



Q：支給要件とは

支給を受ける方は、以下の要件に当てはまるのが前提です。

- 申請日以後、七戸町に2年以上継続して定住する意思があること。
- 令和5年3月31日までに七戸町の民間賃貸住宅に居住地定めていること。
- 世帯員全員の住所が七戸町内であること。
- 公的制度（生活保護法等）による家賃補助を受けていないこと。
- 申請者及び世帯員全員が、町税その他の納付金を滞納していないこと。
- 自己の居住目的で民間賃貸住宅を契約している者であること。
- 申請者及びその世帯員が町内に所有する住宅がないこと。
- 町内会又は常会に加入していること。
- 申請者及びその世帯員全員が、過去に当制度による補助を受けていないこと。



Q：民間賃貸住宅とは

民間賃貸住宅とは、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住用に供する住宅。但し、以下の住宅を除きます。



- ✓ 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅
- ✓ 社宅、官舎又は寮等の、事業主から貸与を受けた住宅
- ✓ 申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅
- ✓ 申請者及びその配偶者の2親等以内の親族が所有、又は居住する住宅
- ✓ その他町長が不適切と認める住宅

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

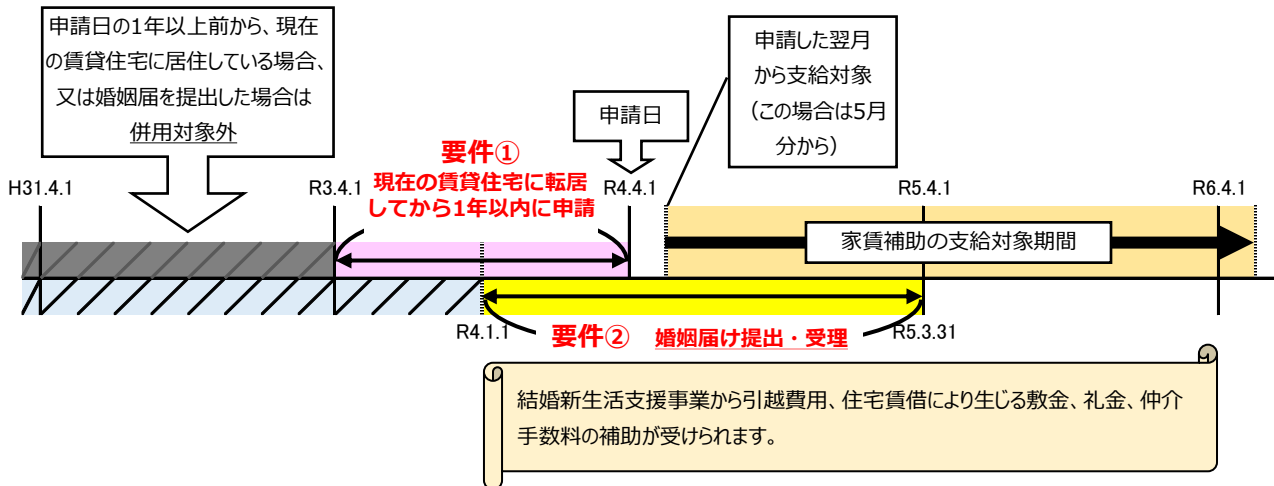
問合せ先：七戸町役場 企画調整課 TEL：0176-68-2940 FAX：0176-68-2804

Q：結婚新生活支援事業と併用できる世帯とは？

ヤングファミリー定住支援事業と結婚新生活支援事業を併用できる世帯の基準は以下のとおりです。

- ①ヤングファミリー定住支援事業の対象者要件を満たす世帯。
- ②上記①のうち令和4年1月1日から令和5年3月31日までの期間に、婚姻届けを受理され、同一世帯になった夫婦。（夫婦ともに39歳以下、世帯の所得が400万円未満等の要件あり。）

※結婚新生活事業は国の交付金を活用して実施する事業のため、補助対象者数に上限があります。申請順での受付となりますので、該当する方は、お早めにご相談ください。



例1) 引越費用(20万円) + 敷金・礼金等(15万円) + 毎月の家賃(5万円) 自己負担のケース
(※家賃は管理費・共益費・駐車場使用料を除く、及び職場からの住宅手当が無いものと仮定します)

	実負担額	補助額	備考
引越費用	20万円	20万円	結婚新生活支援事業補助金の上限額30万円のため
敷金・礼金等	16万円	10万円	
家賃	5万円×24月	2万円×24月	ヤングファミリー定住支援事業費補助金の上限額2万円/月×24月のため
計	156万円	78万円	

結婚新生活支援事業から30万円、ヤングファミリー定住支援事業から48万円の補助となります。

例2) 引越費用(0円) + 敷金・礼金等(15万円) + 毎月の家賃(5万円) 自己負担のケース
(※家賃は管理費・共益費・駐車場使用料を除く、及び職場からの住宅手当が無いものと仮定します)

	実負担額	補助額	備考
引越費用	0円	0円	結婚新生活支援事業補助金の上限額30万円
敷金・礼金等	16万円	16万円	※上限額30万円 - 補助額16万円 = 残額14万円
家賃	5万円×24月	2万円×24月	結婚新生活事業で 2万円×7月 = 14万円 ヤングファミリーで 2万円/月×17月 = 34万円 ※併せて24月分補助
計	136万円	64万円	

結婚新生活支援事業から30万円、ヤングファミリー定住支援事業から34万円の補助となります。

例3) 引越費用(0円) + 敷金・礼金等(6万円) + 毎月の家賃(5万円) 自己負担のケース
(※家賃は管理費・共益費・駐車場使用料を除く、及び職場からの住宅手当が無いものと仮定します)

	実負担額	補助額	備考
引越費用	0円	0円	結婚新生活支援事業補助金の上限額30万円のため
敷金・礼金等	4万円	4万円	※上限額30万円 - 補助額4万円 = 残額26万円
家賃	5万円×24月	2万円×24月	結婚新生活事業で 2万円×12月 = 24万円 ヤングファミリーで 2万円/月×12月 = 24万円 ※併せて24月分補助
計	124万円	52万円	

結婚新生活支援事業から28万円、ヤングファミリー定住支援事業から24万円の補助となります。

ヤングファミリー一定住支援事業だけ対象の場合

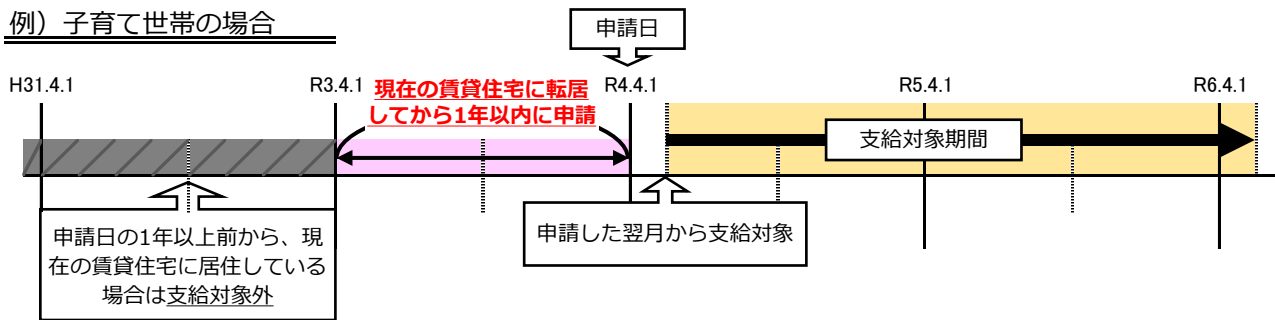
Q：子育て世帯・新婚世帯とは

子育て世帯・新婚世帯の基準は以下のとおりです。

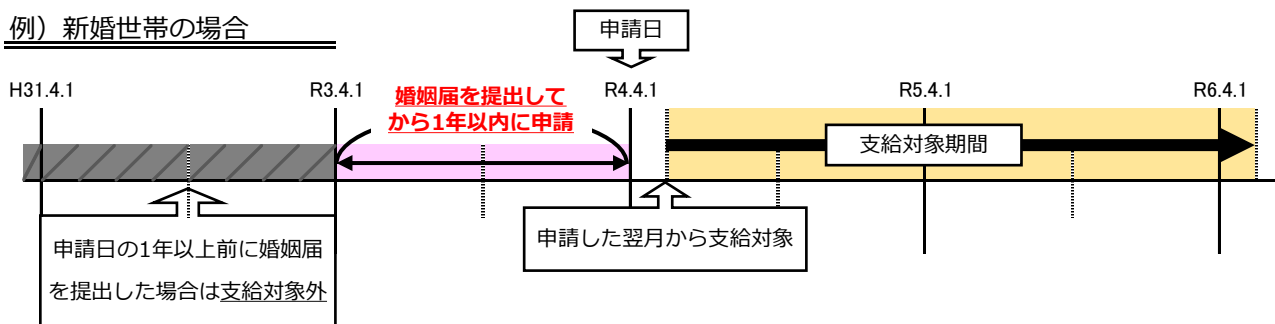
子育て世帯 … 交付申請日において、中学3年生以下の子と同居し養育し、かつ現在の賃貸住宅に初めて居住した日から1年以内の世帯

新婚世帯 … 交付申請日において、婚姻届を提出してから1年以内で、かつ夫婦ともに40歳未満の世帯

例) 子育て世帯の場合



例) 新婚世帯の場合



七戸町で実施している移住・定住に関連した支援制度が紹介されておりますので、是非ご覧ください。



にじのフもとで
ナナトウぐらし

虹を見つけた時のような、幸せな時間をしちのへ町で。
At the Foot of the Rainbow ~ SHICHINOHE LIFE ~

